

部活動規定について

1 目的

部活動の実践を通して、その技能の習得はもちろんのこと、自主性や協調性、公正、責任、礼儀、マナーなどの社会性も養い、天城中学校生徒として心身の健全な発育・発達を図ることを目的とする。

2 設置部活動

前項の目的を達成するために、指導者（顧問）の状況に応じ、以下の部をおき、更に必要に応じ特設部においてその事業をなし、初期の目的遂行にあたる。

運動・文化芸術系の種目で学校長が設置を認めたものとし、本校には次に示す部活動を設置する。

系 統	No.	種 目
運 動	1	軟 式 野 球
	2	女子バレーボール
文化 芸術	3	吹 奏 楽

※ 中体連自由参加種目（卓球・陸上競技・駅伝競走、水泳、ダンス、空手道 等）については参加希望状況に合わせて活動する。

3 構成及び運営

- (1) 天城中学校の参加希望生徒及び指導者（顧問）をもって構成する。
- (2) 部活動に関する援助をPTA及び部員の保護者に協力を求める。
- (3) 部活動後援会（保護者会）に部活動費調達の計画を図る。
- (4) 顧問会を定期的に企画し、各部活動の適切な運営を図る。
- (5) 部員名簿や連絡網を作成し、生徒や保護者との連絡を密にする。

4 顧問及び外部指導者の委嘱

- (1) 顧問及び指導者は学校職員の中から学校長が委嘱する。但し、引率業務については教諭・部活動指導員が行う。
 - (2) 顧問が確保できない場合は部活動として認めない。
 - (3) 1部活動1正顧問とする。
 - (4) 顧問は、部活動を遂行する事項について、指導、助言、相談、管理にあたり、健全で円滑な活動の推進を図る。
 - (5) 必要に応じて副顧問を置くことができる。
 - (6) 外部指導者（コーチ）については学校長が委嘱し、顧問（学校）と連携を図りながら指導を行う。
- ※ 専門外の顧問が多いことを理解し、指導者・保護者・生徒で連携を図りながら活動を推進する。

5 入・退部の手続きについて

(1) 入 部

- ア 「入部届」の用紙に必要事項を記入し、保護者の承諾後、保護者印を押印してもらう。
- イ 学級担任に各自で提出し、担任・部顧問・学校長の確認後、部顧問より本人へ通知。
- ウ 2・3年生についても、新年度に「継続届」を提出する。
- エ 2・3年生の入部申し込み期間は原則として令和7年4月11日（金）までとする。

(2) 退 部

- ア 事前に保護者と顧問教師・担任教師に相談する。
 - イ 「退部届」用紙に必要事項を記入し、保護者印を押印してもらう。
 - ウ 規定の手続き要領に従い「退部届」を提出する。
 - エ 原則として、安易に入・退部及び転部しないこととする。
- ※ 新規の入部、退部がある場合は、職員朝会などを通じて部顧問より全体へ報告する。

- (3) 新入生の入部について（※入部手続きは4月14日～25日、随時行える。入部届受理までは下記のとおりとする。）
- ア 入部届を顧問に提出するまでを見学期間（怪我をさせない程度の軽い運動可）とする。また、部活動紹介後、4月25日（金）までを仮入部期間とする。（仮入部期間は、部を入れ替わってもよい。）
- イ 正式入部までは安全面に十分注意し、4月中は平日1時間程度とし、早めに下校させる。

6 規 約

- (1) 活動は、原則として指導者（顧問）がいるもとで行う。
- (2) 活動には率先して参加し、無断で休まない。（活動の遅刻や早退、欠席等については必ず顧問に連絡する。）
- (3) 部員は、活動場所や更衣室等の整備、整理整頓に努め、用具管理をしっかりと行う。
（後片付けや戸締りの確認は、上級生が行い、下級生を先に帰す。）
- (4) 部員は、部活動生としての誇りを持ち、学校生活においても率先して様々な活動に取り組む。また、学業への努力も怠らない。
- (5) 天城中学校生徒としての自覚を持ち、礼儀やマナーをしっかりとし、恥ずかしい態度をとらない。
- (6) 登下校は原則として制服とする。ただし、顧問の許可があった場合に限り、学校指定の体育服か部のユニフォーム（練習着）等を認める。（登下校、練習にかかわらず着崩しは認めない）
- (7) 登下校時の寄り道や飲食・買い食いは絶対にしない。
- (8) 休日の昼食は弁当を原則として、指定の場所で食事をし、弁当を持ってこない場合は、自宅で食事をすること。
- (9) 定期テスト5日前からテスト当日まで（中間テストは3日前）は活動を休止し、学業に専念する。テスト期間中の大会及び大会直前などの理由で、練習が必要とされる場合、顧問が職員会に諮り、1時間程度の練習実施を検討する。
- (10) マネージャーは部員の中から選び、部員以外からの募集はしない。
- (11) 休日の活動であっても、携帯電話・スマートフォン等の貴重品や不用品は持ち込まない。
- (12) 原則として、入部したら3年間最後まで続けるものとする。止む無く退部しなければならない場合、保護者、顧問、担任、部活動担当職員と十分に相談した上で退部届を提出し、正式に受理された場合退部を認められる。

以上の規約を十分に守り、規則正しく活動ができるよう努める。もしも、違反があった場合は、その個人及び部の活動停止を行う。

7 活 動

- (1) 活動時間 ※下表参照

		4月6日 ～ 9月23日 (秋分の日)	9月24日 ～ 10月9日 (スポーツの日)	10月 スポーツの日 ～ 11月末日	12月 ・ 1月	2月	3月
平 日	終 了	18:30	18:00	17:45	17:30	17:45	18:15
	下 校	18:45	18:15	18:00	17:45	18:00	18:30
	延長時下校	19:15	18:45	18:30	18:15	18:30	19:00
休 日 長期休業中	終 了	8:30～16:30					
	下 校	16:45					

※1 終了時間については配慮する。終了時間は活動上限であり、早めに終了するようにする。

※2 原則として活動時間の延長は認めない。ただし、大会直前などの理由で顧問が必要と判断した場合、職員会議や職員朝会等で承認を得て、期間限定（1週間程度）で30分間の活動延長ができる。

- (2) 活動日

- ア 原則として水・日曜日をノー部活動デーとし、ほかに平日1日の休養日を設定する。
（ただし、天候や試合前などで練習する際は、許可を得て練習してもよい。）
- イ 第3日曜日は、地域の活動（思いやりクリーン作戦等）を優先し、9:00以降の部活動開始とする。
（ない場合などは実施したり、午後行ったりしてもよい。）
- ウ 土・日曜日に大会がある場合は、その週の中で休みをとることとする。

- (3) 長期休業中の活動

- ア 各部で無理のない範囲で活動計画を作成し、実施する。
- イ 長期休業前に計画表を作成し学校へ提出する。また、保護者へも計画表を配布するなどし、連絡する。

8 その他

その他、この規定で判断できないことは、顧問会や職員会で随時検討することとする。

部活動心得

部活動に入部した生徒は、次の心得を守り、天城中学校の生徒としての自覚と誇りを持って活動する。

- (1) **集団の一員であることを自覚し、学校や各部の決まりを守り、勝手な行動をとらず、協力し合い活動すること。**
- (2) 行動に節度を持ち、礼儀正しく、**しっかりと挨拶のできる部員となるように心掛けること。**
- (3) **学業と部活動との両立を図るようにすること。**
- (4) **まず、心を磨き、それから技を磨くこと。**
- (5) 使用後の練習場所・更衣室・教室・その他の場所は掃除、後始末等、**整理整頓を確実にすること。**
- (6) 用具を大切に扱い、破損しないように心掛けること。
- (7) 活動時間を守り、きびきびした行動で活動に取り組むこと。
- (8) 集団における**任務は責任を持って果たすこと。**また、互いに助言、**激励しあいながら活動すること。**
- (9) 部員間の金銭や貴重品の**貸し借りは絶対にしないこと。**
- (10) 貴重品・不用品は学校・活動場所に**持ち込まない**ようにすること。
- (11) 部員間での暴力やいじめは、**絶対にない**ようにすること。
- (12) 登下校時の飲食や、**買い食いはしないこと。**
- (13) **休日の昼食は弁当を原則として、指定の場所で食事をし、弁当を持ってこない場合は、自宅で食事をする**こと。
- (14) 休日・長期休業中の**登下校は制服を原則とする。**ただし、**顧問の許可があった場合に限り、**学校指定の体育服か部のユニフォーム（練習着）を認める。（着崩しは認めない）
- (15) **染髪、眉剃り、着崩し、その他校則違反があった場合は、部活動停止・大会出場停止等の処置をとることがある。**

部員は、上記の心得をしっかりと肝に銘じて全力で活動に打ち込み、心身の鍛錬に専念することとする。部活動の心得について、厳守できない者、もしくは学校の風紀・部の統制を乱し、学校及び部の名誉と信頼を傷つけるような行動のある者に対しては退部等の処置をとることもある。